

平成 27 年 11 月 17 日
滋 賀 県

国立環境研究所の一部移転に係る論点資料

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する法律による国の調査研究の必要性

本年 9 月 16 日に琵琶湖の保全及び再生に関する法律が可決成立した。この法律では琵琶湖を「国民的資産」として位置付け、琵琶湖の保全・再生が全国の湖沼の保全・再生の先駆けとなり得るということが明記されている。このため、琵琶湖の保全・再生は、国を挙げて取り組むべきものと考えられる。

日本最大の湖・琵琶湖は、湖沼研究においても日本を代表する多くの研究者が関わっており、その成果に世界の研究者は注目している。

第 9 条（調査研究等）では、「国は、琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、琵琶湖保全再生施策の実施の基礎とするため、琵琶湖の自然環境に関する調査を行うとともに、その結果を公表するものとする」と国が琵琶湖の調査研究を行うことが明記されている。

今後、国立環境研究所の一部移転により、これまでの共同研究の枠を超えて滋賀県琵琶湖環境科学研究センター（以下「センター」という。）と一緒に琵琶湖の研究を進めていくことは、まさしくこの法律の趣旨に合致するものであり、是非とも実現させていただく必要があると考えている。

2. 論点整理表に対する滋賀県の考え

○研究能力の確保・向上

各府省の見解概要：国立環境研究所は霞ヶ浦を拠点として続けてきた 37 年間にわたる研究を止めて、琵琶湖の研究に特化すると我が国の湖沼研究全体としてマイナスとなる。また、既に琵琶湖環境科学センターと共同研究を行っており、一部移転の効果は限定的である。

国立環境研究所は 37 年にわたり霞ヶ浦を中心として研究を進められているが、この研究を止めるのではなく、継続した上で、全国の湖沼を代表するにふさわしい琵琶湖を新たなフィールドとして研究拠点の設置を進めることにより、より一層の湖沼研究の成果が全国の湖沼の環境保全に活かされると考える。

霞ヶ浦は水深が浅く富栄養化の進んだ湖である一方、琵琶湖は 100M もの水深のある比較的きれいな湖である。琵琶湖は多くの固有種も生息する古代湖でもある。極端に異なる 2 つの湖をフィールドとして、蓄積されたデータを解

析し研究を進めることで、日本全体の湖沼研究が深まることが期待できる。

また、研究対象の琵琶湖の近くに研究拠点を設置することにより、突発的な事象のモニタリングとその対応ができるほか、異なる分野の研究者との交流が日常的に可能となる。

また、国立環境研究所とセンターとは既に共同研究を行ってきているが、このことは、有識者会議の議論でもあった「研究連携の促進を図りつつ、熟度の高まっているものを移転につなげるという考え」に沿い、十分に熟度が高まっているものと考えられ、国立環境研究所の一部移転により、さらに国の湖沼研究が進むものとする。

また、琵琶湖で顕在化している課題は、汚濁負荷削減対策が進み、水質が一定のレベルまで改善された水域における生態系システムの課題である。今後こうした課題は、全国の湖沼、閉鎖性水域などで顕在化することが予想されており、国における保全施策に繋げていくための研究フィールドとしても琵琶湖は貴重である。

○研究成果活用の確保・向上

各府省の見解概要：琵琶湖環境科学研究センターにおける TOC に関する調査研究は非常に進んでいる。また、国立環境研究所でも TOC の物質収支、難分解性有機物について既にその成果を提供している。

今後、限定的な移転により更なる研究成果活用の確保・向上に貢献できる余地は少ない。

共同研究のテーマの例としている TOC については、センター、国立環境研究所ともに調査研究を進めている。

センターでは、COD の汚濁負荷量が減少しているにもかかわらず、湖内の COD 濃度が漸増しているということから、難分解性有機物に着目して調査研究を進めてきた。今後は有機物全体量を把握できる TOC を用いて水質管理を進めることを検討している。

国立環境研究所では、霞ヶ浦をフィールドとして先駆的に難分解性有機物の調査研究を進められ、測定方法の確立、由来の推定、影響評価などについての成果を出されている。

今後国立環境研究所の一部移転により、直接顔を合わせ、日々議論を交わしながら研究を進めることで、有機物と生態系の関係の解明に向けた諸調査の進展が期待できるとともに、湖沼関係の法律の改正や環境基準の見直しにつながるものとする。

○研究にふさわしい環境

琵琶湖をフィールドとする科学者は世界に多くおり、国際的な湖沼研究の拠点となっている。

この地に日本を代表する国立環境研究所が立地することで、国際的な関心が高まるとともに、国際的な湖沼研究の拠点としての地位がさらに高まるものと考えられ、国・地方双方の研究機関のステータス向上が期待できる。

滋賀県内には13の大学をはじめとして、京都大学の流域圏総合環境質研究センターや生態学研究センターも立地しており、研究者の交流が盛んである。また、東レ・東洋紡などの水処理メーカーや堀場製作所などの計測機器メーカーの研究所も立地し、隣接する京都市には島津製作所などの本社研究所があり、実際に共同研究も行っている。

○地域の産業等への波及効果

各府省の見解概要：TOCや在来魚介類の研究は水環境ビジネスに直結するような議論を行うよりは、まずは長期的な視点に立って研究分野の確立を図ることが先決である。

滋賀県では、水環境ビジネスも含めた日本最大級の環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を1998年から開催しており、すでに18回の開催実績がある。毎年300社に上る環境関連事業の出店実績があり、経済界からの滋賀県への視線は熱いものがある。

国の機関が関西に一部移転することで、環境県滋賀のさらなるイメージアップが図られ、そのことが新たな企業立地につながることを期待している。

また、ご見解のとおり、TOCや在来魚介類の研究については、長期的視点に立ち研究分野を確立して研究を一緒に進めることにより、県民や国民の生活環境の保全に貢献したいと考える。

○運営の効率の確保

各府省の見解概要：生物・生態系研究分野と地域環境研究分野の2分野のみが、つくば市を離れることは研究成果の活用に関する効率性を著しく低下させる恐れがある。移転により琵琶湖に係る研究が進むにしても霞ヶ浦の湖沼環境研究は大きく後退する。

国立環境研究所の生物・生態系研究分野と地域環境研究分野の一部をセンターに移転し、琵琶湖の研究を一緒に行うものであり、現在の研究に支障が出るのではなく、琵琶湖研究を行うことで湖沼研究がより一層充実するものと考え

○条件整備

各府省の見解概要：現行の国立環境研究所の予算・人員の枠の中からの捻出は困難である。大幅な人員の増員が確保されない限り国立環境研究所の湖沼環境研究が成り立たなくなるほかプロジェクトにも支障をきたす。

センターは設立後10年が経過し、研究設備の更新を図るための5か年計画を策定し、着実な設備更新が図れるよう財政部局と折衝しているところである。

また、研究スペースは余裕をもって整備しているため、一部移転に必要なスペースは十分確保が可能なものとする。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要

○ 目的（第1条）

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

○ 基本方針・琵琶湖保全再生計画の策定・実施

基本方針〔国〕（第2条）

- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

琵琶湖保全再生計画〔滋賀県〕（第3条）

- ◇ 計画期間
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - ・ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ・ 水源の涵養に関する事項
 - ・ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ・ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ・ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項
 - ・ 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項
 - ・ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

国による支援（第4条～第6条）

- ・ 財政上の措置
- ・ 地方債についての配慮
- ・ 資金の確保等

関係者の協力（第7条）

琵琶湖保全再生推進協議会（第8条）

主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長が琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議

○ 国及び関係地方公共団体が講ずべき施策（第9条～第23条）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究等 ・ 水質の汚濁の防止のための措置等 ・ 森林の整備及び保全等 ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生 ・ 外来動植物による被害の防止 ・ カワウによる被害の防止等 ・ 水草の除去等 ・ 水産資源の適切な保存及び管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 ・ エコツーリズムの推進等 ・ 湖上交通の活性化 ・ 景観の整備及び保全 ・ 教育の充実等 ・ 多様な主体の協働 ・ 資料の作成及び公表 |
|--|--|

○ 施行期日等（附則）

1. 公布の日から施行
2. 法律の施行の日から5年以内に必要な見直し

地方版総合戦略との関連

■ 滋賀県版総合戦略

- 平成27年10月、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」策定
- 基本的方向
 - ① 人口減少を食い止め、人口構造を安定させる
 - ② 人口減少の影響を防止・軽減する
 - ③ 自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す

■ 総合戦略の重要な要素・誘致する機関との関連

- 環境行政の科学的・技術的基盤を支え、幅広い環境研究に学術的かつ総合的に取り組む唯一の研究所である「国立研究開発法人 国立環境研究所」を琵琶湖と滋賀の環境に関する試験研究拠点である「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター」内へ一部移転することにより、国と県がともに研究を行い、新たに制定された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」を踏まえた琵琶湖の保全・再生の取組を総合的かつ重点的に進めることができる。
- さらには、関連試験研究機関や企業の集積、また、これらに伴う新たな雇用の創出や移住・定住も期待される。
- こうした移転による効果が、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略で目指す将来の姿「琵琶湖の水質改善、本来の生態系の回復、成長産業の集積等」の実現には不可欠である。

■ 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略<主な該当箇所抜粋>

[p15] 2 将来の姿— まち

「琵琶湖の水質が改善され、本来の生態系が回復しています。琵琶湖の周辺に広がる美しい風景や歴史的な街並みが、大切に守られ、県内外から多くのひとが訪れています。

成長産業の集積と相まって、様々な公共施設や都市機能が集約されたことにより、にぎわいのある魅力的な中心市街地が形成されています。」

[p21] 3 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに向けたプロジェクト－(1)人口減少を食い止め、人口構造を安定させる－イ 社会増のための施策－③滋賀ウォーターバレープロジェクト(重点的・優先的に取り組むプロジェクト)

「水環境の課題解決に向けた技術、製品、情報をはじめ、企業や大学、政府関係の研究機関の集積(ウォーターバレー)を目指すとともに、その連携によりプロジェクトを創出・展開し、水環境ビジネスの推進を図ります。」

[p32] 3 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに向けたプロジェクト－(3)自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す－①琵琶湖と人の共生でにぎわい創生プロジェクト(重点的に取り組むプロジェクト)

「新たに制定された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」を踏まえ、琵琶湖の保全・再生の取組をさらに総合的かつ重点的に進めます。

琵琶湖の生態系に配慮した新たな水質管理手法(TOC等)の導入や、森・川・里・湖のつながりの再生をはじめとする琵琶湖の在来魚介類の回復などの生態系を重視した施策により、琵琶湖流域生態系の保全・再生を進めます。加えて、人々の暮らしと琵琶湖のつながりの再生を進めることにより、琵琶湖流域の総合保全を図ります。」

「【重要業績評価指標(KPI)】

◎生態系に配慮した新たな指標の導入

[琵琶湖の水質]

TOCなど、生態系にも配慮した新たな指標の導入

◎南湖の水草を40%減少

[琵琶湖の水草]

平成26年度 約50km² → 南湖の望ましい水草繁茂の状態である1930年代から50年代の状態(約30km²)

◎琵琶湖の漁獲量を70%アップ

[琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く。)]

平成25年度 879トン → 平成31年度 1,500トン」

「【主な施策】

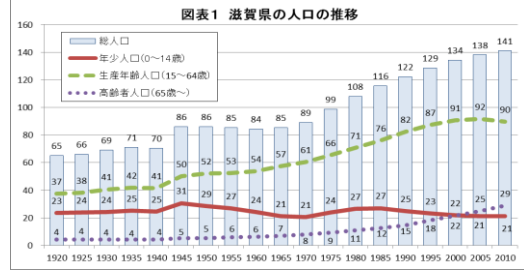
・国立研究開発法人国立環境研究所の一部機能の誘致

人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略 概要

I 滋賀県におけるこれまでの人口の動向

1 人口の推移

○滋賀県の人口は、1960年代後半から増加し続けていたが、2014年10月1日現在の人口（推計値）は前年比較で48年ぶりの減少となり、人口減少局面に入ったと推測



2 出生・死亡、転入・転出の推移

○「自然増減」
出生数…1.3万人から1.4万人程度で推移
死亡数…1988年から増加し始め、2013年には1.2万人

○「社会増減」
1968年以降、転入数が転出数を大幅に上回る状況が続いていたが、その差は縮小し2013年には、転出超過に転じた

3 年齢階級別の人口移動の状況

○20~24歳は大学・短大等を卒業後に、県外に就職する者が多いことから転出超過

○子育て世代を中心とする転入超過は近年減少

4 地域ブロック別の人口移動の状況

○東京圏への転出超過が継続。その他の地域ブロックでは近畿圏を中心に転入超過

II 滋賀県における人口の将来展望

1 人口の将来推計

○2040年の総人口は130.9万人
(2010年より7.2%減少)

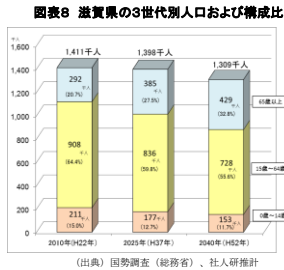
○高齢者人口は、42.9万人へ増加
(2010年の1.5倍)

2 地域別の人口動向

○各地域ごとに人口動向に差

3 県内市町の人口増減および高齢化の状況

○人口減少、高齢化の状況は市町によって大きく異なる。



III 人口の変化による影響

○人口の変化による影響について分析（暮らし、地域経済、地方行政、その他）

IV 目指す将来像

1 人口に関する目標

○総人口 2040年に約137万人 2060年に約128万人

○出生数 生まれてくる子どもの数を2020年に現状より500人プラス

(2020年に出生数13,000人とし、その水準を維持)

(合計特殊出生率 2040年に1.94 2050年に2.07)

○若者の社会増減 2020年に現状より1,000人以上プラス

(20~24歳の社会増減を2020年にゼロ)

2 将来の姿

ひと・まち・しごと
について2040年の将来の姿を展望



V 目指す将来像を実現するための戦略

1 基本的な考え方

(1) 基本的方向

「人口減少を食い止め、人口構造を安定させる」

若い世代の結婚、出産、子育てや就学・就労の希望を叶えることで人口減少を食い止め、将来的に人口構造を安定させます。

「人口減少の影響を防止・軽減する」

人口減少は避けられない中で、人口減少に対応する社会づくりを進めます。

「自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す」

これまで失われたり、十分得られなかった、自然と人、人と人とのつながりや生活のゆとりを取り戻します。

(2) 重視する視点

「3世代の自立・共生と健康」

子ども・若者と働きざかり、高齢者の3世代が自らの役割を持ちながら、ともに地域社会で必要とされ、健康に暮らせるようにします。

「未来・次世代への応援」

滋賀の未来を担う子どもたちやこれから生まれてくる次の世代を応援します。

「働く力」、「創る力」、「稼ぐ力」の向上」

滋賀でいきいきと働き、モノやサービスを創りながら、豊かな暮らしに必要な糧を稼ぐ力を向上させます。

(3) 地域の実情、特性に応じた取組

(4) 市町との連携等

2 計画期間 平成27年度 ~ 平成31年度 (5年間)

3 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに向けたプロジェクト

(1) 人口減少を食い止め、人口構造を安定させる (重点的・優先的に取組)

若い世代の結婚、出産、子育てや就学・就労の希望を叶え、結婚、出産、子育てがしやすい環境づくりを進める(自然増に関する施策)とともに、雇用創出や魅力的なまちづくりにより首都圏等への転出を抑制し、県外からの流入人口を増やす(社会増に関する施策)ことにより、人口減少を食い止め、人口構造を安定させます。

A 自然増のための施策

- ①「結婚・出産・子育てするなら滋賀」プロジェクト
- ②「豊かな学びのフィールド・滋賀」人づくりプロジェクト

主なKPI

- ・出生数を13,000人で維持
- ・教育の満足度を倍増
- ・水環境ビジネス関連企業・団体数を25%アップ
- ・新設事業所数を30%アップ
- ・県内大学生の県内企業就職率をアップ
- ・若者の就業率をアップ
- ・県外からの移住件数を5年間で300件
- ・観光宿泊者を20%アップ

I 社会増のための施策

- ③滋賀ウオーターパレープロジェクト
- ④次世代のための成長産業創出プロジェクト
- ⑤産業人材育成・確保プロジェクト
- ⑥働く力・稼ぐ力向上プロジェクト
- ⑦移住促進プロジェクト
- ⑧滋賀の素材・魅力磨き上げプロジェクト

(2) 人口減少の影響を防止・軽減する

出生数の減少と死亡数の増加により、当面、人口減少が続き、その影響は避けることができません。こうした影響を緩和し、住みやすい安心できる滋賀の暮らしを実現します。

①高齢者の社会参加・健康長寿実現プロジェクト

- ②滋賀エネルギーイノベーションプロジェクト
- ③「東京オリンピック・パラリンピックで滋賀を元気に！」プロジェクト

主なKPI

- ・健康寿命の延伸
- ・新エネルギー社会の先導的な取組モデル数を5件
- ・事前合宿誘致
- ・県国土利用計画の見直し
- ・新規就農者を5年で500人
- ・鉄道の乗車人員を維持
- ・犯罪率を全国平均以下で維持

- ④持続可能な県土づくりプロジェクト
- ⑤「山〜里〜湖」農山漁村つながりプロジェクト
- ⑥交通まちづくりプロジェクト
- ⑦地域の防災・防犯力向上プロジェクト

(3) 自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す

人口の増加による恩恵を受けてきた一方で、失われたり十分得られなかった自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻し、新しい豊かさを実感できる魅力的な滋賀をつくります。

①琵琶湖と人の共生でにぎわい創生プロジェクト (重点)

- ②滋賀の農業次世代継承「世界農業遺産」プロジェクト
- ③滋賀らしいゆとり生活再生プロジェクト
- ④「ひとつながり」の地域づくりプロジェクト

主なKPI

- ・生態系に配慮した新たな指標の導入
- ・滋賀を世界農業遺産認定申請候補地域に
- ・都市公園面積を6%アップ
- ・地域づくり活動拠点を各小学校区1箇所以上確保

VI 戦略の推進

1 県民との対話と共感による推進

戦略の推進状況や人口に関する情報を共有し、現場や様々なメディアを通じて対話する機会を設けながら、県民の皆さんに共感し行動してもらえるよう推進

2 関係機関等との連携

- (1) 産官学金労言をはじめとする各関係団体との連携
- (2) 市町との連携
- (3) 関西圏、北陸圏、中部圏等との広域連携

3 実施計画の策定

プロジェクトのほか、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりに資する施策を実施計画に位置付けるとともに、進行状況を毎年度把握し、公表

4 戦略の目標管理および見直し

点検と評価により、目標の管理を行うとともに、必要に応じて柔軟に見直し